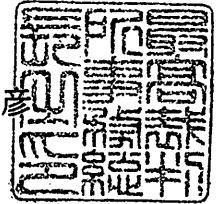


平成30年12月3日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

12月3日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、岐阜地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、「本件対象文書の不開示部分が本当に法5条1号、6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である」と主張しているが、原判断庁による判断は、相当であると考えます。

2 理由

(1) 開示申出の内容

岐阜地裁が山崎秀尚判事の懲戒申立てを行った際に作成し、又は取得した文書

(2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、対象文書として、「岐阜地方、家庭裁判所裁判官会議議事録（日時 平成30年6月12日（金）午後3時20分）」を特定した上、10月16日付けで、申出に係る部分を抜粋して開示に代わる情報の提供をすることとし、さらに、同抜粋部分（以下「本件議事録」とい

う。)につき、一部不開示の判断(以下「原判断」という。)を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件議事録には署名及び押印が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法(以下「法」という。)第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

イ 本件議事録のア以外の不開示部分は、分限裁判の申立てにあたって提出された報告書の具体的な内容であり、これを明らかにすると、今後、人事上の措置を検討する事案において正確な事実関係を確認することができず、適切な人事上の措置を検討することができないなど公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある(法第5条第6号ニ)。

また、分限裁判は非公開手続で行われるにもかかわらず、その手続で提出された証拠内容が明らかになると、分限裁判の当事者において、関係者からの協力が得られず事実関係の調査が困難になるなどして、必要かつ十分な証拠が分限裁判に提出されなくなり、裁判所が行う今後の分限裁判の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(同号柱書)。

ウ よって、本件議事録につき、その一部を不開示とした原判断は相当である。